

検察庁法一部改正について廃案を求めるとともに違法になされた東京高等検察庁検
事長の定年を延長する閣議決定の撤回を求める会長談話

令和2年5月20日

千葉県弁護士会会長 眞田 範行

当会は、本年4月24日付で「検察庁法改正を含む国家公務員法の一部改正法案の廃案等を求める会長声明」を発表し、本法案が政府による検察官の人事への介入を可能とするものである点について、検察の独立性・政治的中立性を脅かすものだととして反対した。

同様の理由で本法案によるに反対する世論は盛り上がりを見せ、検察庁出身者を含め、多くの国民がその意思を表明した。このような世論に押され、政府及政権党は、これを継続審議として、本国会での採決を見合わせた。しかしながら、この法案については、「重要法案」であるとして、次期国会での採択を断念していない。

本法案は、検察の独立性・政治的中立性を脅かすという重大な問題をはらんでいる。検察官は、わが国の刑事司法において、公訴を提起すべきかどうかを決定する権限（公訴権）を独占しており、どのような事件を刑事裁判に持ち込むかの選択は検察官の判断に大きく左右される。検察が準司法機関とされるゆえんである。

そして、検察官は、国民の負託を受けて、時の政治権力や行政権力による犯罪行為であっても、法と証拠に基づき、厳正に検察権を行使しなければならない。だからこそ、検察官及び検察組織には高度の独立性と政治的中立性が求められており、政府が検察官の定年に関する人事に関与することは、現政権が本年1月に黒川弘務東京高等検察庁検事長の勤務延長を閣議において決定するまでは、政府の法解釈としても採用されていなかった。

ところが、本法案は、検察庁法を一部改正して、内閣の判断で検察官の勤務定年・役職定年を延長できる制度を導入しようとするものであり、これによって内閣は検察人事に介入できることになる。このような法改正がなされれば、検察の政治権力、行政権力からの独立性・中立性を著しく脅かし、権力分立を大きく歪めかねない。

また、一般国家公務員の定年延長に関する国家公務員法改正と抱き合わせて一括法案としているため、検察官の定年延長問題についてだけ反対することができない点でも法案審議の在り方として適切とはいえない。

なお、この議論の中で、検察に対する民主的統制の必要性を持ち出して、本法案は、これに資するがごとき議論が一部で行われている。確かに、いかに検察が行政権力から独立性・中立性を求められるからといって、その民主的統制が必要なことは論を待たない。しかし、本法案は、民主的統制とは無関係であって民主的統制に資するものではない。むしろ、時の政府が検察官の定年を延長できるようになれば、政府にとって都合のよい検察官を選別して残すことができるため、検察は政府の強い影響下に置かれることになりかねず、政府の意に沿わない市民に対し検察権

力が甚大な人権侵害を行うことになる恐れすら否定できないのであって、本法案は民主的統制どころか真逆の結果を導くものである。

検察の有する強大な捜査・公訴権限に対し、人権保障の観点から統制を及ぼし、検察権力が濫用されないようにすることも必要であるが、それは、検察審査会の権限の拡大や捜査過程の徹底した可視化や人質司法の見直し等、検察の権限行使に関する制度を見直していくことによって対処すべきことであって、本法案とは全く別の問題である。

以上の次第であるから、内閣は、検察官の定年延長部分を公務員一般の定年延長の部分について、これを切り離し、前者については、国民世論に従い廃案とすべきである。

また、上記のような本法案の問題点に鑑みれば、現行法のもとで、本来は検察官に適用されない国家公務員法の定年延長制度を適用して、本年1月31日に黒川弘務東京高等検察庁検事長の定年延長を認めた閣議決定（以下、「本件閣議決定」という。）は、明らかに違法であり、撤回されなければならない。なぜなら、本件閣議決定による黒川検事長の定年延長には、上述した本法案の問題点がそのまま妥当するのであり、このような法解釈がまかり通るならば、もはや法治国家とはいえない。

よって、改めて、本件閣議決定を速やかに撤回するよう求める。

以上